

青整企第 110 号
平成 23 年 7 月 14 日

(社)青森県建設業協会 殿

青森県県土整備部
整備企画課長

青森県電子納品チェックシステムのバージョンアップについて（周知）

このことについて、別紙のことに留意し、運用していただくようお願いいたします。

担当：整備企画課 建設システム G
堀木 賢一
電話：017-734-9645（直通）
4248（内線）

<別紙>

青森県電子納品チェックシステムのバージョンアップについて（周知）

国土交通省の電子納品の要領、ガイドラインの改定に伴い、青森県電子納品チェックシステムのバージョンをアップしましたのでお知らせいたします。尚、電子納品成果品のチェック作業を行う際は、次のことに留意してくださるようお願いいたします。

「基準を選択してください」で適用する基準を選択する場面で、国土交通省の平成 22 年 9 月版の基準で作成した場合

【青森県】：一般土木<平成 23 年 6 月>	土木工事の場合
【青森県】：電気通信<平成 23 年 6 月>	電気通信工事の場合
【青森県】：機械設備<平成 23 年 6 月>	機械設備工事の場合

を選択してチェックを行ってください。

国土交通省の平成 22 年 9 月版以前の基準で作成した場合

【青森県】：一般土木<平成 22 年 1 月>	土木工事の場合
【青森県】：一般土木<平成 22 年 1 月>	電気通信工事の場合
【青森県】：一般土木<平成 22 年 1 月>	機械設備工事の場合

を選択してチェックを行ってください。

国土交通省では、平成 22 年 9 月に電子納品の要領、ガイドラインの改定を行い平成 23 年 4 月から適用されております。改訂内容はフォルダ構成の変更（REGISTER フォルダ（台帳フォルダ）の追加と SPEC フォルダ（特記仕様書オリジナルフォルダ）の廃止）や工事管理項目の変更などが主な内容となっております。

国土交通省では、情報共有システムが今年度から本格運用となり、また、維持管理データベースの運用もなされていることから、今回の要領、ガイドラインの改正では、これらのシステム運用を前提とした改訂内容となっております。

こういった中、先日、県においても、青森県電子納品運用ガイドラインの改訂を行い、運用を開始しました。チェックシステムにおいては、上述の対応で行いますのでよろしくをお願いいたします。